

平成 17 年 11 月 15 日
国土審議会計画部会
自立地域社会専門委員会委員長

国土審議会計画部会自立地域社会専門委員会の

議事の公開について（案）

自立地域社会専門委員会の議事の公開については、専門委員会設置要綱（平成 17 年 10 月 18 日国土審議会計画部会決定）に基づき、次の通り定めるものとする。

記

- 1 会議は原則非公開とし、会議終了後速やかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除き、会議資料とともに公表するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、会議を公開とすることができる。
- 2 議事録については、発言者氏名を除き、速やかに公表するものとする。
- 3 会議資料及び議事録については、公表により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると委員長が認めた場合は、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 1 から 3 までの規定により公表する議事要旨等については、インターネットにおいて広く公開するものとする。

以上